

平成 17 年 10 月 1 日 規程第 11 号  
改正 平成 18 年 3 月 31 日 規程第 6 号 (イ)  
改正 平成 19 年 3 月 30 日 規程第 4 号 (ロ)  
改正 平成 19 年 6 月 26 日 規程第 6 号 (ハ)  
改正 平成 20 年 2 月 27 日 規程第 2 号 (ニ)  
改正 平成 21 年 3 月 6 日 規程第 4 号 (ホ)  
改正 平成 21 年 11 月 25 日 規程第 14 号 (ヘ)  
改正 平成 22 年 3 月 31 日 規程第 3 号 (ト)  
改正 平成 22 年 11 月 24 日 規程第 8 号 (チ)  
改正 平成 23 年 3 月 4 日 規程第 2 号 (リ)  
改正 平成 24 年 3 月 29 日 規程第 3 号 (ヌ)  
改正 平成 26 年 11 月 18 日 規程第 10 号 (ル)  
改正 平成 27 年 4 月 1 日 規程第 12 号 (ヲ)  
改正 平成 28 年 2 月 24 日 規程第 3 号 (ワ)  
改正 平成 28 年 3 月 30 日 規程第 5 号 (カ)  
改正 平成 28 年 11 月 21 日 規程第 9 号 (ヨ)  
改正 平成 29 年 4 月 1 日 規程第 4 号 (タ)  
改正 平成 29 年 12 月 18 日 規程第 1 号 (レ)  
改正 平成 30 年 11 月 30 日 規程第 7 号 (ソ)  
改正 令和元年 11 月 26 日 規程第 12 号 (ツ)  
改正 令和 2 年 3 月 23 日 規程第 3 号 (ネ)

## 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構職員給与規程

(総則)

**第 1 条** 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）の職員に対する給与の支給については、この規程の定めるところによる。

(給与の種類)

**第 2 条** 職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

- 一 基本給は、本給及び扶養手当とする。
- 二 諸手当は、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、深夜

手当、役職手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び特別手当とする。(イ)

- 2 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構就業規則(平成17年規程第8号。以下「就業規則」という。)第39条第1項又は第40条第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給与は、前項の規定にかかわらず、本給及び諸手当とし、諸手当は、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、深夜手当、役職手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当及び特別手当の区分により支給する。(イ)(ホ)
- (給与の支給定日及び支給方法)

**第3条** 職員の給与(通勤手当及び特別手当を除く。)の支給定日は、毎月16日(その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日)とする。ただし、第19条に規定する特別手当を支給する月にあつては、その都度、別に定める日とすることができる。

- 2 職員の給与(通勤手当及び特別手当を除く。)は、前項の支給定日(前項ただし書の規定により別に定める日を含む。)において当月分の基本給(再任用職員にあつては、本給。以下同じ。)、地域手当、住居手当、単身赴任手当及び役職手当並びに前月分の時間外勤務手当、深夜手当、宿日直手当及び管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、基本給、地域手当及び役職手当については、これらの給与が支給されるべき新たな事実の発生日(扶養手当及びこれに対する地域手当にあつては、扶養親族について第9条第5項に規定する確認の申請があつた日)が月の16日以後である場合には、翌月の初日(その日が休日に当たるときには、その日の後においてその日に最も近い休日でない日)に支給する。(イ)

- 3 職員又はその収入によって生計を維持する者の疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合において、職員が給与の支給の請求をしたときは、前2項の規定にかかわらず、支給することができる。

- 4 職員の給与は、法令に基づきその職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を通貨で直接職員に支給する。

(本給)

**第4条** 各職員の本給は、月額とし、その職員の等級(独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の職員の等級に関する規程(平成17年規程第7号)により、各職員について定められた職務の等級をいう。以下同じ。)について、別表第1の本給表(以下「本給表」という。)に定める号給により支給する。

- 2 再任用職員の本給は、月額とし、前項の規定にかかわらず、本給表の再任用職員の欄に掲げる本給の額のうち、その者について定められた職務の等級に応じた額を支給する。

**第5条** 就業規則第40条第1項の規定により採用された職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の本給は、月額とし、前条第2項の規定にかかわらず、同項の規定による本給の月額に、就業規則第7条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を別に定める時間で除して得た数を乗じて得た額を支給する。

（昇給）

**第6条** 職員の昇給は、現に受けている号給を受けるに至ったときから、12月以上の期間を経過した職員について、当該期間におけるその者の勤務実績に応じて行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、当該期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを基準として決定するものとする。ただし、職員の等級に変更があってから最初の昇給をさせる場合（新たに職員となってから最初の昇給をさせる場合を含む。）においては、12月の期間を短縮することができる。（イ）

2 勤務成績が特に優秀で、理事長がその必要があると認めた職員については、前項の規定にかかわらず、同項の期間を短縮することができる。（イ）

3 満55歳を超える職員は、前2項の規定にかかわらず、昇給しない。ただし、勤務成績が特に優秀で、理事長が特にその必要があると認めた職員については、別に定めるところにより、昇給させることができる。

4 職員を昇給させる場合において、勤務成績の程度又は予算の都合により上位の号給まで昇給させることができないときは、第4条並びに第1項、第2項及び前項ただし書の規定にかかわらず、本給表に定める号給の額以外の額をその本給として支給することができる。この場合においては、本給表に定める額のうち本給として支給する額より少ない額でそれに最も近い額である号給をその職員の号給とみなす。

（昇給の時期）

**第7条** 職員の昇給の時期は、1月1日、4月1日、7月1日又は10月1日とする。ただし、前条第2項及び第3項ただし書の場合における昇給の時期は、理事長がその必要があると認めた時期とする。

（等級の変更に伴う号給の変更）

**第8条** 職員の等級に変更があった場合において、その者の受けるべき号給は、上位の等級に変更したときは等級の変更前の等級において受けていた号給の額と同じ額の号給（同じ額の号給がない場合においては当該額の直近上位の額の号給。以下「対応号給」という。）の4号給上位の号給とし、下位の等級に変更したときは等級の変更前の等級において受けていた額と同じ額の号給（同じ額の号給がない場合においては当該額の直近下位の額の号給）とすることを基準として、その者の勤務実績を勘案して決定するもの

とする。(イ)

(扶養手当)

**第9条** 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項の扶養親族とは、次の各号に規定する者で、主としてその職員の扶養を受けている者をいう。
  - 一 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）
  - 二 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
  - 三 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹
  - 四 満60歳以上の父母及び祖父母
  - 五 重度心身障害者
- 3 扶養手当は、月額とし、その額は、前項第1号及び第3号から第5号に規定する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（第4条に規定する別表第1の本給表の級が7級である職員（以下「7級職員」という。）にあっては、3,500円）とし、同項第2号に規定する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。(イ) (ロ) (ニ) (タ)
- 4 扶養親族たる子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合には、その職員は、別に定めるところにより、総務課長の確認を受けるものとする。(イ)
  - 一 新たに扶養親族たる要件を備えるに至った者がある場合
  - 二 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（第2項第2号又は第3号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）(タ)
- 6 扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合はその者が職員となった日から、職員について前項第1号に掲げる事実が生じた場合、職員の扶養親族たる子で特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合又は扶養親族たる配偶者、父母等で前項第1号の規定による届出に係るものがある7級職員が7級職員以外の職員となった場合、若しくは7級職員以外が7級職員となった場合はその事実が生じた日か

ら、それぞれその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、同項の規定による確認の申請がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後であった場合は、その申請の遅延がやむを得ない事情に基づくときを除いて、申請があった日をもって当該事実が生じた日とみなす。(タ)

7 扶養手当は、職員について扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合は、その事実が生じた日の属する月の翌月からその支給を停止し、又はその支給額を改定する。

(地域手当)

**第10条** 地域手当は、月額とし、基本給及び役職手当の月額の合計額に、100分の16を乗じて得た額とする。(イ) (フ) (ワ) (カ)

**第11条** 職員がその事業所を異にして異動した場合又は事業所が移転した場合(これらの職員が当該異動又は移転の日の前日に勤務していた事業所に引き続き6箇月を超えて勤務していた場合その他当該場合との権衡上必要があると認められる場合として別に定める場合に限る。)において、当該異動又は移転(以下この条において「異動等」という。)の直後の事業所に係る地域手当の支給割合(前条に規定する割合をいう。以下この項において「異動等後の支給割合」という。)が当該異動等の日の前日に勤務していた事務所に係る地域手当の支給割合(前条に規定する割合をいい、別に定める場合には、当該支給割合を超えない範囲内で別に定める割合とする。以下この項において「異動等前の支給割合」という。)に達しないこととなるときは、当該職員には、前条の規定にかかわらず当該異動等の日から2年を経過するまでの間(第2号に定める割合が異動等後の支給割合以下となるときは、当該異動等の日から1年を経過するまでの間。以下この項において同じ。)、基本給及び役職手当の月額の合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額地域手当を支給する。ただし、当該異動等の日から2年を経過するまでの間に当該職員がさらに事務所を異にして異動した場合又はその事務所が移転した場合その他別に定める場合における当該職員に対する地域手当の支給については、別に定める。(イ)

一 当該異動等の日から同日以後1年を経過する日までの期間 異動等前の支給割合(異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定された場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合。次号において同じ。)

二 当該異動等の日から同日以後2年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) 異動等前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

2 国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人、地方公共団体又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号)第9条

の2各号に掲げる法人（機構を除く。）その他これに準ずる法人で別に定めるもの（以下「国等」という。）に使用される者であった者が、引き続き職員となった場合において、機構に勤務することとなった日の前日における勤務地等を考慮して前項の規定により地域手当が支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、地域手当を支給する。（イ）（ホ）

3 前2項の規定は、再任用職員には適用しない。

4 前条及びこの条に規定するもののほか、地域手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。（イ）

（住居手当）

**第12条** 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

一 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第2号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（ネ）

二 第14条第1項若しくは第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構宿舍規程（平成17年規程第18号。以下「宿舍規程」という。）第2条に規定する宿舍のうち有料宿舍その他別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらの職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの（ヘ）（ネ）

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員でもあるものについては、第1号及び第2号に定める額の合計額）とする。（ネ）

一 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

イ 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

ロ 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

二 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）（ヘ）

3 次の各号のいずれかに掲げる職員は、第1項第1号に規定する職員には該当しないものとする。

- 一 宿舎規程第2条に規定する宿舎のうち、有料宿舎を使用し、使用料を支払っている職員
  - 二 国、地方公共団体、特別の法律により設置された法人で別に定めるもの及び理事長が別に定めるものから貸与された職員宿舎に居住している職員
  - 三 配偶者、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（第9第2項に規定する扶養親族で同条第5項により扶養親族として確認を受けた者に限る。以下同じ。）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び職員の扶養親族たる者が所有する住宅並びに別に定めるこれらに準ずる住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員
- 4 前3項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。  
(通勤手当)

**第13条** 通勤手当は、通勤のため交通機関等を利用し、又は自動車等を使用し、かつ、その運賃等を負担することを常況とする職員に対し、別に定めるところにより支給する。  
(単身赴任手当)

**第14条** 単身赴任手当は、事務所を異にする異動又は勤務する事務所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所の移転の直前の住居から当該異動又は事務所の移転の直後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から勤務する事務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が別に定める距離以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。（ホ）（カ）
- 3 国等に使用される者であった者から国等の要請に応じ引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、職員となった日の直前の住居から職員となった日の直後に勤務する事務所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認め

られるものとして別に定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する事項その他の単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(時間外勤務手当及び深夜手当)

**第15条** 時間外勤務手当は、就業規則第10条の規定により正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に支給するものとし、その額は、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 就業規則第9条に規定する休日又は就業規則第12条の規定に基づき定められた休日以外の日における勤務 100分の125

- 二 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の135

- 2 再任用短時間勤務職員が、就業規則第9条第3項に規定する休日以外の日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が就業規則第7条第1項に規定する勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「100分の125」とあるのは、「100分の100」とする。

- 3 深夜手当は、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた職員に支給するものとし、その額は、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額とする。

- 4 時間外勤務手当は、別表第2に掲げる職員(以下「役付職員」という。)には支給しない。

- 5 就業規則第10条の規定により正規の勤務時間を越えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を越えてした勤務の時間が1箇月について60時間を越えた職員には、その60時間を越えて勤務した全時間に対して、第1項の規定に関わらず、勤務1時間につき、第28条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額とする。(へ)

(役職手当)

**第16条** 役職手当は、役付職員及び別表第3に掲げる職位にある職員に対し、毎月、それぞれ別表第2及び別表第3の支給額欄に定める額を支給する。(リ)

- 2 月の初日以外の日において職員が新たに前項の規定により役職手当の支給を受ける職



員（以下「役職手当受給職員」という。）となった場合又は就業規則第 33 条第 1 項の規定により休職を命ぜられた役職手当受給職員が復職した場合においては、その職員に支給する当月分の役職手当の額は、当該手当の日額に月の初日からその職員が役職手当受給職員となった日又は復職した日の前日に至るまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を前項に規定する額から控除した額とする。

3 役職手当受給職員が月の末日以外の日において、役職手当受給職員でなくなった場合又は就業規則第 33 条第 1 項の規定により休職を命ぜられた場合においては、その者に支給する当月分の役職手当の額は、当該手当の日額に、その者が役職手当受給職員でなくなった日又は休職を命ぜられた日から月の末日に至るまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を第 1 項に規定する額から控除した額とする。

4 月の初日以外の日において役職手当受給職員が役職手当の支給額を異にする役職手当受給職員となった場合においては、その職員に支給する当月分の役職手当の額は、その事実が生じた日においてその職員が役職手当受給職員でなくなったものとみなして前項の規定によりその職員に支給する額と、同日においてその職員が新たに役職手当受給職員となったものとみなして第 2 項の規定によりその職員に支給する額との合計額とする。  
(リ)

5 役職手当受給職員が月の初日から末日にいたるまでの全日数を勤務しなかった場合には、当月分の役職手当は支給しない。

(宿日直手当)

**第 17 条** 宿日直手当は、就業規則第 11 条の規定により宿直勤務又は日直勤務をした職員に対して、その勤務 1 回につき 4,400 円を支給する。ただし、その勤務時間が 5 時間未満の場合には、その勤務 1 回につき、2,200 円を支給する。

(管理職員特別勤務手当) (ホ)

**第 18 条** 管理職員特別勤務手当は、役付職員が特に業務上の必要により就業規則第 9 条及び第 12 条に定める休日(以下「休日」という。)に勤務した場合は、当該職員に対し管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、役付職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午前零時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 第 1 項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき 12,000 円を超えない範囲内で別に定め

る額。ただし、当該休日において勤務に従事する時間等を考慮して別に定めるときは、その勤務1回につき支給する額に100分の150を乗じて得た額

二 第2項に規定する場合 同項の勤務1回につき6,000円を超えない範囲内で別に定める額

4 第3項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(特別手当)

**第19条** 特別手当は、原則として、毎年2回夏季及び年末において、それぞれ別に定める日（以下この条において「基準日」という。）に在職する職員に対してその都度、定める日に支給する。

2 特別手当は、各職員の勤務成績を参酌してその都度、定める。この場合において、別に定める管理又は監督の地位にある職員及び別に定める等級にある職員に対しては、それぞれ別に定めるところにより加算する。

3 再任用職員の特別手当については、前2項に定めるもののほか、別に定めるところによる。

(欠勤者の給与)

**第20条** 傷病（就業規則第46条に定める負傷又は疾病を除く。）又は就業規則第44条第2項（自己が結核性疾患にかかったときに限る。）による欠勤者に対する欠勤期間における給与は、欠勤を始めた日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の欠勤に係る日につき、本給の半額を減ずる。（イ）（ヌ）

(給与の減額)

**第21条** 欠勤、遅参、早退等により職員が勤務しない時間があるときは、その勤務しない時間につき、本給及びこれに対する地域手当の合計額を当該月の所定勤務時間数で除して得た額に勤務しない時間数を乗じて得た額（当該月の所定勤務時間の全時間を勤務しないときは、本給及びこれに対する地域手当の合計額）を所定の給与額から減額する。ただし、所属長がやむを得ない事情によるものと特に認めた欠勤、遅参、早退等については、この限りでない。（イ）

(介護休暇に係る職員の給与)

**第22条** 介護休暇により職員が勤務しない時間があるときは、その勤務しない時間につき前条本文の規定により計算した額を所定の給与額から減額する。

2 前項に規定するもののほか、介護休暇に係る職員の給与に関し必要な事項については、別に定める。

(育児休業及び部分休業に係る職員の給与)

**第 23 条** 職員が育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

- 2 部分休業により職員が勤務しない時間があるときは、その勤務しない時間につき、第 22 条本文の規定により計算した額を所定の給与額から減額する。
- 3 育児休業をした職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業をした期間の 2 分の 1 に相当する期間を引き続き勤務したものとみなして、別に定めるところにより、その者の受けるべき号給を定め、又は第 6 条第 1 項に定める期間を短縮することができる。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、育児休業及び部分休業に係る職員の給与に関し必要な事項については、別に定める。

(休職者の給与)

**第 24 条** 就業規則第 33 条第 1 項第 1 号から第 3 号までの規定により休職を命ぜられた職員に対する休職期間中の給与は、基本給及びこれに対する地域手当並びに住居手当についてその者が出勤した場合と同様の計算方法によって計算した額に、それぞれ次の各号に定める割合を乗じて得た額を支給する。(イ)

- 一 就業規則第 33 条第 1 項第 1 号の事由により休職を命ぜられた場合には、その休職の期間が満 2 年に達するまでは、100 分の 80 を支給することができる。(ウ)
  - 二 就業規則第 33 条第 1 項第 2 号の事由により休職を命ぜられた場合には、その休職の期間が満 1 年に達するまでは、100 分の 80 を支給することができる。(ウ)
  - 三 就業規則第 33 条第 1 項第 3 号の事由により休職を命ぜられた場合には、100 分の 60 以内を支給することができる。(ウ)
- 2 就業規則第 33 条第 1 項第 4 号又は第 5 号の規定により休職を命ぜられた職員に支給する休職期間中の給与は、その都度、定める。

(新たに採用された職員の給与)

**第 25 条** 月の初日以外の日において新たに採用された職員に採用当月分の給与を支給する場合には、基本給の日額に月の初日からその職員が採用された日の前日に至るまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を基本給から控除する。

(退職者の給与)

**第 26 条** 就業規則第 38 条第 1 項第 3 号の規定により退職した者又は死亡した者に対する退職当月分又は死亡当月分の基本給については、その全額を支給する。

- 2 月の末日以外の日において、就業規則第 38 条(第 1 項第 3 号を除く。)の規定により退職し、就業規則第 36 条の規定により解雇され、又は就業規則第 49 条第 3 項の規定により免職された者に退職当月分若しくは解雇当月分又は免職当月分の給与を支給する場

合には、基本給の日額にその者が退職し、若しくは解雇され、又は免職された日の翌日から月の末日に至るまでの休日以外の日の数を乗じて得た額を基本給の額から控除する。

(給与の日額)

**第27条** この規程により職員に支給される基本給、地域手当及び役職手当の日額は、それぞれ基本給、地域手当及び役職手当の額を当該月の休日以外の日の数で除して得た額とする。(イ)

(勤務1時間当りの給与額)

**第28条** この規程における勤務1時間当たりの給与額は、本給及び役職手当並びにこれらに対する地域手当の合計額を1月の所定勤務時間数(別に定める1年間の勤務時間数を12で除して得たものをいう。)で除した額とする。(イ)

(端数の処理)

**第29条** この規程の定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数の処理については、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律(昭和25年法律第61号)の定めるところに準じて行う。

#### 附 則

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

#### 附 則 (イ)

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

**第2条** 平成22年3月31日までの間、地域手当の月額は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構職員給与規程第10条の規定にかかわらず、基本給及び役職手当の月額の合計額に100分の17(大阪市に所在する事務所に勤務する職員にあつては100分の14)を乗じて得た額とする。(ロ) (二) (ホ)

#### 附 則 (ロ)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則 (ハ)

この規程は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則 (ニ)**

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則 (ホ)**

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則 (ヘ)**

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構職員給与規程第 15 条第 5 項は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則 (ト)**

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則 (チ)**

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

なお、5 等級以上かつ 55 歳を越える職員については、55 歳に達した日後における最初の 4 月 1 日以降、本給及び役職手当並びにこれらに対する地域手当のそれぞれ 100 分の 1.5 を給与額から減額する。

**附 則 (リ)**

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則 (ヌ)**

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則 (ル)**

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則 (ヲ)**

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第10条の規定は、平成27年3月31日から施行する。

(経過措置)

**第2条** 平成27年3月31日から引き続き職員である者のうち、その者の受ける俸給月額が、同日において、受けていた俸給月額に達しないこととなる者には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、平成27年3月31日に受けていた本給月額との差額を本給として支給する。

2 5等級以上かつ55歳を越える職員について、55歳に達した日後における最初の4月1日以降、本給及び役職手当並びにこれらに対する地域手当のそれぞれ100分の1.5を給与額から減額する期間は、平成30年3月31日までとする。

(地域手当)

**第3条** 第10条の規定にかかわらず、平成27年3月31日の地域手当の月額、基本給及び役職手当の月額の合計額に、次の各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- 一 東京都特別区 100分の18
- 二 神奈川県横浜市 100分の12
- 三 大阪府大阪市 100分の15

2 平成29年3月31日までの間、第11条第1項「前条に規定する割合」とは、規程第10条に規定する割合のほか、東京都特別区に所在した事業所について100分の18とする。

**附 則 (ワ)**

この規程は、平成28年3月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

**附 則 (カ)**

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則 (ヨ)**

この規程は、平成28年12月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

**附 則 (タ)**

(施行期日)

**第1条** この規程は、平成29年4月1日から施行する。

(平成30年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

**第2条** 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第9条第3項の規定の適用については、同条第2項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、扶養親族たる子については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあつては、そのうち1人については9,000円）とする。

2 第9条第6項の適用については、扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合はその者が職員となった日から、職員について同条第5項第1号に掲げる事実が生じた場合（扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（同条第5項第2号に該当する場合を除く。）を含む。）又は、職員の扶養親族たる子で特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合はその事実が生じた日から、それぞれその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、同項の規定による確認の申請がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後にあつた場合は、その申請の遅延がやむを得ない事情に基づくときを除いて、申請があつた日をもって当該事実が生じた日とみなす。

3 第9条第7項の適用については、扶養手当は、職員について扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合又は扶養親族たる子、扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（同条第5項第1号に該当する場合を除く。）は、その事実が生じた日の属する月の翌月からその支給を停止し、又はその支給額を改定する。

(平成31年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

**第3条** 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間は、第9条第3項の規定の適用については、扶養親族たる配偶者については6,500円、扶養親族たる子については1人につき10,000円、扶養親族たる父母等については1人につき6,500円とする。

2 第9条第6項の適用については、扶養手当は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合はその者が職員となった日から、職員について同条第5項第1号に掲げる事実が生じた場合又は、職員の扶養親族たる子で特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合はその事実が生じた日から、それぞれその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、同項の規定による確認の申請がこれに係る事実が生じた日から15日を経過した後にあつた場合は、その申請の遅延がやむを得ない事情に基づくときを除いて、申請があつた日をもって当該事実が生じた日とみなす。

**附 則 (レ)**

この規程は、平成 30 年 1 月 1 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則 (ソ)**

この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則 (ツ)**

この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

**附 則 (ネ)**

(施行期日)

**第 1 条** この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

**第 2 条** 令和 2 年 3 月 31 日において改正前の第 12 条の規定により支給されていた住居手当の月額（以下、「旧手当額」という。）が 2,000 円を超える職員であつて、令和 2 年 4 月 1 日以降においても引き続き当該住居手当にかかる住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間、第 12 条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額から 2,000 円を控除した額の住居手当を支給する。

- 一 第 12 条第 1 項の各号のいずれにも該当しないこととなる職員
- 二 旧手当額から第 12 条第 2 項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が 2,000 円を超えることとなる職員



別表第1(第4条関係)(イ)(ロ)(ニ)(ホ)(ヘ)(ト)(チ)(ヌ)(ル)(ヲ)(ワ)(ヨ)(レ)(ソ)(ツ)

平成31年4月1日実施

職員の区分	等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級
	号給	本給の額	本給の額	本給の額	本給の額	本給の額	本給の額	本給の額
再任用職員 以外の職員	1	195,900	225,200	252,400	273,200	314,900	385,400	445,500
	2	198,500	227,700	254,700	275,700	317,500	387,500	448,000
	3	201,000	230,000	257,400	278,200	319,900	389,500	450,400
	4	203,600	232,400	260,200	280,800	322,400	391,500	452,900
	5	206,400	234,800	262,800	283,600	324,900	393,900	455,400
	6	208,800	237,200	265,300	286,200	327,500	395,900	457,900
	7	211,200	239,600	267,700	288,900	330,100	398,000	460,300
	8	213,700	241,800	270,200	291,400	332,700	400,000	462,800
	9	216,300	244,100	272,900	294,100	335,400	402,300	465,300
	10	219,000	246,500	275,500	296,900	338,100	404,400	467,800
	11	221,700	248,800	277,900	299,700	340,600	406,400	470,200
	12	224,300	250,900	280,600	302,500	343,200	408,500	472,700
	13	227,000	253,100	283,500	305,200	345,300	410,500	475,200
	14	229,400	255,400	286,000	307,800	347,500	412,500	477,700
	15	231,700	258,000	288,700	310,400	349,700	414,500	480,200
	16	234,000	260,500	291,300	312,900	351,900	416,500	482,700
	17	236,400	263,300	293,900	315,500	354,200	418,900	485,100
	18	238,700	265,900	296,400	318,000	356,500	420,900	487,500
	19	240,900	268,600	298,700	320,400	358,700	423,000	489,900
	20	243,200	271,300	301,000	322,900	361,000	425,000	492,300
	21	245,400	273,800	303,400	325,300	363,300	427,100	494,800
	22	247,400	276,300	305,700	327,700	365,600	429,000	497,200
	23	249,600	278,700	308,000	330,000	367,900	430,800	499,500
	24	251,700	281,200	310,300	332,300	370,100	432,700	501,900
	25	253,600	283,900	312,600	334,700	372,500	434,800	504,300
	26	255,800	286,700	314,800	337,100	374,400	436,800	506,700
	27	258,100	289,500	317,000	339,300	376,200	438,800	509,000
	28	260,500	292,200	319,200	341,600	377,900	440,700	511,400
	29	262,700	295,000	321,500	343,700	379,800	442,500	513,800
	30	265,100	297,200	323,200	345,800	381,700	443,900	516,100
	31	267,400	299,400	324,700	348,000	383,500	445,100	518,300
	32	269,600	301,500	326,100	350,200	385,300	446,500	520,600
	33	271,900	303,800	327,400	352,500	387,100	448,000	523,000
	34	274,100	306,000	328,800	354,700	388,900	449,600	524,800
	35	276,500	308,200	330,100	356,900	390,600	451,400	526,500
	36	278,700	310,500	331,400	359,200	392,300	453,200	528,200
	37	280,900	312,800	332,700	361,400	394,100	455,000	530,000
	38	283,100	315,000	334,000	363,700	395,900	456,200	531,700
	39	285,200	317,200	335,500	365,900	397,500	457,300	533,300
	40	287,300	319,200	337,000	368,100	399,200	458,400	535,000
	41	289,700	321,100	338,200	370,300	400,800	459,400	536,700
	42	291,800	322,800	339,300	372,200	402,100	460,400	538,300
	43	293,800	324,300	340,600	373,900	403,000	461,400	539,900
	44	295,600	325,700	341,900	375,600	403,500	462,400	541,500
	45	297,700	327,200	343,100	377,100	403,900	463,400	543,300
	46	299,700	328,700	344,200	378,200	404,300	464,300	544,900
	47	301,300	330,200	345,200	379,000	404,700	465,200	546,500
	48	303,000	331,500	346,300	379,800	405,100	466,100	548,000
	49	304,600	332,700	347,600	380,700	405,500	467,000	549,700
	50	306,100	333,900	348,600	381,500	405,900	467,900	551,100
	51	307,600	335,100	349,600	382,300	406,300	468,700	552,300
	52	309,100	336,400	350,500	383,100	406,700	469,500	553,500
	53	310,700	337,700	351,600	383,800	407,100	470,400	554,700
	54	312,200	339,000	352,600	384,500	407,500	471,000	555,600
	55	313,500	340,200	353,600	385,200	407,900	471,500	556,400
	56	314,800	341,500	354,600	385,900	408,300	472,000	557,200
	57	316,400	342,600	355,600	386,500	408,700	472,600	558,000
	58	317,800	343,700	356,600	387,000	409,500	473,200	558,800
	59	319,200	344,700	357,600	387,400	410,400	473,700	559,600
	60	320,600	345,600	358,600	387,800	411,200	474,200	560,400

平成31年4月1日実施

職員の区分	等級	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	7等級	
	号給	本給の額	本給の額	本給の額	本給の額	本給の額	本給の額	本給の額	
再任用職員 以外の職員	61	321,600	346,600	359,600	388,200	412,000	474,700	561,300	
	62	322,800	347,600	360,300	388,700	412,800	475,200	562,100	
	63	324,100	348,600	360,800	389,300	413,500	475,700	563,000	
	64	325,300	349,500	361,300	390,000	414,300	476,200	563,800	
	65	326,400	350,400	361,800	390,700	415,200	476,700	564,600	
	66	327,700	351,200	362,300	391,300	415,800	477,200	565,300	
	67	329,000	352,100	362,700	391,700	416,300	477,700	566,000	
	68	330,300	353,000	363,100	392,100	416,800	478,100	566,600	
	69	331,500	353,900	363,500	392,600	417,300	478,500	567,300	
	70	332,700	354,900	363,900	393,100	417,800	478,900	568,000	
	71	333,900	355,900	364,400	393,500	418,300	479,300	568,700	
	72	335,300	356,800	364,900	393,900	418,800	479,700	569,400	
	73	336,600	357,600	365,400	394,300	419,200	480,200	570,200	
	74	337,600	358,100	365,800	394,800	419,600	480,700	570,900	
	75	338,400	358,600	366,200	395,200	420,000	481,100	571,500	
	76	339,200	359,000	366,700	395,600	420,400	481,500	572,200	
	77	340,000	359,500	367,200	396,100	420,900	482,000	572,900	
	78	340,700	360,000	367,700	396,600	421,400	482,400	573,600	
	79	341,400	360,500	368,100	397,000	421,800	482,800	574,300	
	80	342,100	361,000	368,600	397,400	422,200	483,200	575,000	
	81	342,900	361,500	369,200	397,900	422,700	483,700	575,700	
	82	343,600	362,000	369,700	398,400	423,200	484,100	576,300	
	83	344,300	362,500	370,100	398,800	423,600	484,500	577,000	
	84	345,000	363,000	370,600	399,200	424,000	484,900	577,700	
	85	345,800	363,500	371,100	399,700	424,500	485,400	578,500	
	86	346,600	364,000	371,500	400,100	424,900	485,800	579,200	
	87	347,300	364,400	371,900	400,500	425,300	486,200	579,900	
	88	348,000	364,800	372,300	400,900	425,700	486,600	580,600	
	89	348,700	365,300	372,900	401,400	426,200	487,100	581,300	
	90	349,400	365,800	373,400	401,800	426,600	487,600	582,000	
	91	350,000	366,300	373,800	402,200	427,000	488,000	582,700	
	92	350,500	366,800	374,200	402,700	427,400	488,400	583,400	
	93	351,200	367,200	374,800	403,200	427,800	488,900	584,100	
	94	351,800	367,700	375,300	403,600	428,200	489,300	584,800	
	95	352,400	368,200	375,700	404,000	428,600	489,700	585,500	
	96	353,000	368,700	376,100	404,400	429,000	490,100	586,100	
	97	353,700	369,200	376,600	404,800	429,400	490,600	586,800	
	98	354,200	369,700	377,100	405,200	429,800	491,000	587,500	
	99	354,700	370,200	377,500	405,600	430,200	491,400	588,200	
	100	355,200	370,600	377,900	406,000	430,600	491,800	588,900	
	101	355,700	371,000	378,500	406,500	431,100	492,300	589,600	
	102	356,200	371,400	379,000	406,900	431,500	492,800	590,300	
	103	356,700	371,800	379,400	407,300	431,900	493,200	591,000	
	104	357,100	372,200	379,800	407,700	432,300	493,600	591,700	
	105	357,600	372,600	380,400	408,200	432,800	494,000	592,400	
	106	358,100	373,100	380,900	408,700	433,200	494,400	593,100	
	107	358,500	373,600	381,300	409,100	433,600	494,800	593,800	
	108	358,900	374,100	381,700	409,500	434,000	495,200	594,500	
	109	359,400	374,600	382,200	409,900	434,500	495,700	595,200	
	110	360,000	375,100	382,700	410,300	434,900	496,200	595,900	
	111	360,400	375,600	383,100	410,700	435,300	496,600	596,600	
	112	360,800	376,000	383,400	411,100	435,700	497,000	597,300	
	113	361,400	376,400	383,900	411,600	436,100	497,500	598,000	
	114	362,000	376,800	384,300	412,000	436,500	497,900	598,700	
	115	362,400	377,200	384,700	412,400	436,900	498,300	599,400	
	116	362,800	377,600	385,100	412,800	437,300	498,700	600,100	
	117	363,400	378,100	385,700	413,300	437,900	499,200	600,800	
	再任用職員		205,900	239,900	256,300	278,800	322,500	395,800	458,800

別表第2（第16条関係）（リ）

職名	支給額
部長	102,000
企画審議役	102,000
課長	81,000
調査役	81,000
道路監理役	62,000

別表第3（第16条関係）（リ）

職名	支給額
課長代理	29,000